

# 真珠産業の振興

## — 真珠振興法制定までの経緯と取組について —

農林水産委員会調査室 喰代 伸之

### 1. はじめに

本稿では、第190回国会（常会）において議員立法により制定された「真珠の振興に関する法律」（平成28年法律第74号）（以下「真珠振興法」という。）の概要及び制定までの経緯を紹介するとともに、我が国の真珠産業政策の歴史、真珠産業をめぐる現状、国や自治体による取組、今後の課題等について記すこととしたい。

### 2. 真珠振興法制定の背景

#### （1）世界の真珠産業における我が国の位置付け

真珠は世界で最も親しまれている宝石の一つである。6,000年以上も前の時代から、人類は天然の真珠を宝石として使用しており、特にペルシャ湾周辺は20世紀初頭まで天然真珠の一大産地として有名であった。我が国も古くから真珠の産地として知られており、3世紀末に書かれたと言われる中国の歴史書『魏志倭人伝』において、「5,000個の真珠が魏の国に献上された」という記録が残っている<sup>1</sup>。

真珠の養殖は、11世紀以降中国で行われていたが、現在のように良質の真珠を量産することは難しかった。現在のような技術は、明治26年、御木本真珠店<sup>2</sup>の創業者である御木本幸吉氏がアコヤ貝半円真珠の養殖に成功したことに始まった<sup>3</sup>。御木本氏は、二枚貝の貝殻から作られた核と、貝の外套膜<sup>4</sup>の特定部位を外科手術的に貝の体内に移植することにより、人工的に真珠を生産することに成功した<sup>5</sup>。

その後、様々な技術的研究が進展し、天然真珠に劣らない高品質な養殖真珠が生まれた。我が国の養殖真珠は、海外での直売や当時神戸に拠点を構えていた外国商社により輸出されるようになり、ペルシャ湾の天然真珠に代わり、ヨーロッパの宝飾市場において大きな地位を占めるようになった。我が国で生まれたアコヤ貝の養殖技術は、その後、オーストラリア、インドネシア、フィリピン、ミャンマー等で養殖される南洋真珠（白蝶貝真珠）、仏領ポリネシア等で養殖される黒蝶貝真珠等、真珠を生み出す多くの貝に応用され、真珠

<sup>1</sup> 中央宝石研究所（CGL）ホームページ「CGL通信 vol15『今あらためて 真珠について』」（[http://www.cgl.co.jp/latest\\_jewel/tsushin/05/5.html](http://www.cgl.co.jp/latest_jewel/tsushin/05/5.html)）（平28.6.21最終アクセス）

<sup>2</sup> 現在の株式会社ミキモト（東京都中央区）。

<sup>3</sup> 株式会社ミキモトホームページ「ミキモトの歴史」

（<http://www.mikimoto.com/jp/about-us/history/index.html>）（平28.7.13最終アクセス）

<sup>4</sup> 貝の内臓を覆う体壁。

<sup>5</sup> 須藤雄二「養殖真珠産業論—世界中の女性の首を飾った日本初の独自技術—」『水産振興』No. 550（平25.10）2頁

養殖が世界に広まる基礎となっている<sup>6</sup>。

このように、世界の真珠産業において、我が国はその養殖技術及び生産力を背景に、長い間特別な地位を占めてきた。真珠の重さを量る国際単位として「匁（もんめ）」<sup>7</sup>が採用されていることがその証であると言える。

## （２）真珠振興法制定に至る経緯

真珠の養殖技術が確立されて以来、我が国は世界の真珠産業を牽引してきた。しかしながら、昭和 40 年代後半から、真珠の過剰生産が漁場環境の悪化や国産真珠の品質低下を招くとともに、養殖技術が中国やインドネシア等諸外国に流出するなど、我が国の真珠産業は激化する国際競争の中で次第に厳しい状況に置かれるようになった<sup>8</sup>。

このような状況を踏まえ、平成 27 年、日本真珠振興会<sup>9</sup>は真珠振興議員連盟総会の場において、真珠振興に関する法律の制定を要望し<sup>10</sup>、これを受けて自由民主党内で検討が進められ、法律案が取りまとめられた。これを基に各政党間で協議が行われた結果、第 190 回国会（常会）の 28 年 5 月 19 日、衆議院農林水産委員会において、真珠産業及び真珠に係る宝飾文化の振興を目的とする「真珠の振興に関する法律案」を委員会提出することが決定され、同 24 日の衆議院本会議において全会一致をもって可決、参議院に送付された。また、参議院農林水産委員会も、5 月 31 日に同法律案を全会一致で可決すべきものと決し、翌 6 月 1 日の参議院本会議において全会一致で可決、成立した。真珠振興法は、同年 6 月 7 日に公布・施行された。

## 3. 真珠振興法の概要

真珠振興法は、真珠産業及び真珠に係る宝飾文化の振興を図るため、農林水産大臣及び経済産業大臣による基本方針の策定<sup>11</sup>について定めるとともに、真珠の生産者の経営の安定、真珠の加工及び流通の高度化、真珠の輸出の促進等の措置を講じようとするものであり、その概要は図表 1 のとおりである。

なお、近年、個別の農林水産品の振興に関する法律<sup>12</sup>の制定が続いており、真珠振興法もそのうちの一つに数えられる。他の振興法においては基本方針を定める主体が農林水産大臣であるのに対し、真珠振興法ではそれが農林水産大臣及び経済産業大臣であり、法律の目的も、生産に関わる真珠養殖業のみならず、流通・販売等真珠産業全体の発展や宝飾文化の振興まで視野に入れているところに特徴があると言える。

---

<sup>6</sup> 前掲注 5、2～8 頁

<sup>7</sup> 匁は我が国の尺貫法の単位。1 匁=3.75 グラム。

<sup>8</sup> 前掲注 5、60～62 頁

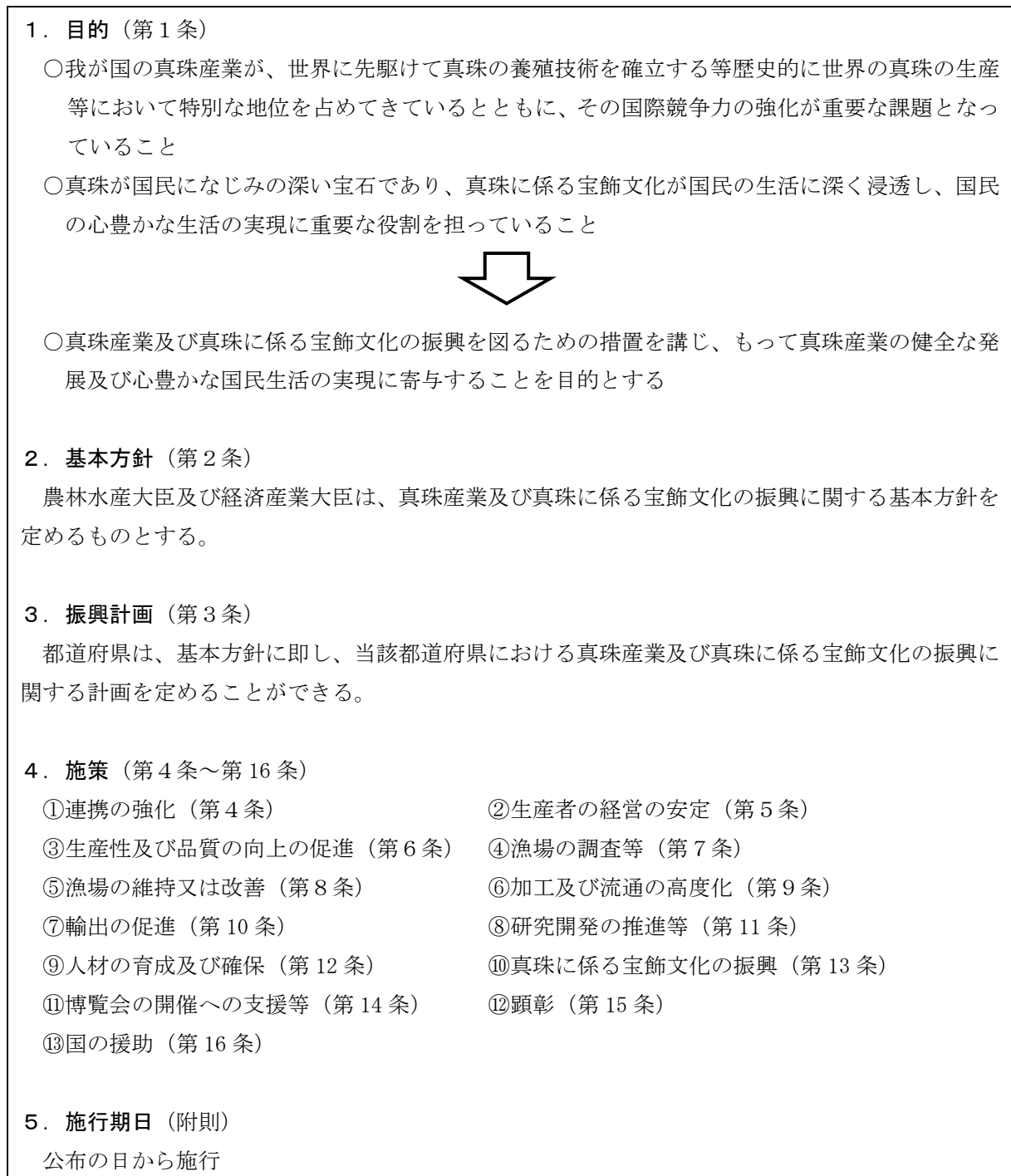
<sup>9</sup> 真珠産業の発展、振興促進を目的とする一般社団法人であり、真珠関連団体や業者が多数加盟している。所在地は東京都中央区。

<sup>10</sup> 日本真珠振興会が提出した要望書には、真珠振興に関する法律の制定を求めるとともに、国産真珠の輸出倍増、真珠母貝の安定供給、養殖後継者の確保等に向けた支援を求める旨の記載がある。

<sup>11</sup> 現在、策定に向けて検討が進められている。

<sup>12</sup> 近年の例としては、お茶の振興に関する法律（平成 23 年法律第 21 号）、養豚農業振興法（平成 26 年法律第 101 号）、花きの振興に関する法律（平成 26 年法律第 102 号）、内水面漁業の振興に関する法律（平成 26 年法律第 103 号）が挙げられる。

図表 1 真珠振興法の概要



（出所）真珠の振興に関する法律より作成

## 4. 我が国の真珠産業政策の歴史<sup>13</sup>

### (1) 真珠2法<sup>14</sup>の制定

明治26年に御木本氏が真珠養殖技術の基礎を築いて以来、我が国は真珠の一大輸出国として発展した。本項では、終戦後から現在に至るまで、我が国の真珠産業がどのような歴史をたどったのかを明らかにするとともに、真珠産業を保護・育成するためにどのような法整備がなされてきたのか、概要を記すこととしたい。

終戦直後は真珠の民間取引は禁止されていたが、昭和23年に民間貿易が再開されると、安定的な真珠養殖業の確立とその振興のため、国による保護政策を求める声が真珠業界において高まり、真珠養殖事業法制定に向けた取組が開始された。第12回国会（臨時会）の26年11月、真珠養殖事業法案が衆議院に提出され、衆議院水産委員会において、提案者・石原圓吉君は「(真珠養殖業)を国策的に保護育成して、母貝生産者並びに養殖業者の経営の安定をはかるとともに、輸出の振興により国民経済の発展に寄与せんとする次第であります」と提案理由を述べ、その目的として①真珠の計画生産、②優良母貝の増産、③宝石としての日本産真珠の品質保持のための国営検査の実施という項目を示した<sup>15</sup>。同法案は第12回国会においては継続審査となったが、翌27年の第13回国会（常会）において若干の修正を経て成立した（27年4月1日施行）。

真珠養殖事業法の第8条において、真珠品質の国営検査制度が定められた。同制度は、国の真珠検査所<sup>16</sup>の検査によって真珠を「上級」、「下級」の2段階に格付けし、その結果を表示したものでなければ輸出してはならないとするものであった。さらに、「下級」と格付けされた真珠については32年から輸出禁止措置<sup>17</sup>が採られた。これにより、同制度は輸出真珠の信頼性確保に大きく寄与することとなった。

その後、国の外貨獲得政策の一環として真珠産業は発展した。当時の日本の安価な人件費及び為替レート、増大する海外の需要に支えられ、国内の生産量は急速に増加した。生産量の増加は、養殖技術の更なる進歩を促し、産地の地域経済の発展にも貢献した。しかしながら、昭和40年代に入ると、生産量の急増に伴って海外滞留在庫が増加し、それが買い控えの動きにつながって過剰生産を招いた結果、行き場を失った真珠の価格は暴落し、真珠業界は不況に陥った。この状況を克服するため、44年に真珠養殖等調整暫定措置法が制定された。同法は、真珠の国内生産について独占禁止法の適用を除外し、真珠の養殖生産段階で生産量、品質等について調整を行うことを目的としていた。

<sup>13</sup> 本項の出所は、水産庁『水産庁50年史』（『水産庁50年史』刊行委員会、平10.7）362～368頁、株式会社真珠新聞社「真珠産業史」（一般社団法人日本真珠振興会、平19.12）68～70頁、193～196頁、及び前掲注5、10～15頁。

<sup>14</sup> 我が国の真珠産業を支えた真珠養殖事業法（昭和27年法律第9号）及び真珠養殖等調整暫定措置法（昭和44年法律第96号）を合わせて「真珠2法」と呼ぶ。

<sup>15</sup> 第12回国会衆議院水産委員会議録第19号4頁（昭26.11.27）

<sup>16</sup> 昭和27年6月から、東京及び神戸に設置された2か所の国営検査所で検査が開始された。

<sup>17</sup> 輸出入取引法（昭和27年法律第299号）第33条において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）（以下「独占禁止法」という。）の適用を除外する規定が設けられ、これにより真珠輸出カルテルによる自主規制が可能となった。

## (2) 真珠2法の廃止

昭和50年代に入り真珠市況は改善するが、過剰生産の傾向はその後も続き、これにより次第に養殖漁場は密植状態となった。また、同じ海面養殖業である養魚との競合や、工場や下水からの排水、気候変動による海水温の上昇、多発する赤潮等の影響を受けるようになった。昭和の末から平成に入ると、伝染病により真珠母貝が大量へい死し、国産アコヤ貝真珠の品質低下が深刻化した。

真珠養殖事業法は、先述のとおり真珠の輸出促進を目的としていたが、世界市場において我が国の真珠に対する高い評価が確立し、平成に入る頃には真珠の国内消費量や輸入量の増加により、既に真珠の国内消費量が国内生産量を上回る状況になっていた。このため、同法の下で輸出真珠のみ国営検査等の実施により品質管理を行うことは時代に合わなくなっていた。また、真珠養殖等調整暫定措置法の下で行われてきた生産調整も、規制緩和と競争政策を積極的に展開していくことが求められる中で実施困難なものとなっていた。

こうした背景の下で、平成8年3月に閣議決定された「規制緩和推進計画の改定について」において、個別法による独占禁止法適用除外カルテル等の見直しが行われた結果、真珠養殖等調整暫定措置法に基づく、過当競争防止、品質改善維持、設備制限の3つのカルテル制度を廃止する措置が採られることとなった。これを受け、翌9年、真珠養殖等調整暫定措置法は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律（平成9年法律第96号）により廃止されるに至った。また、同年3月、輸出入取引法上の輸出業者及び輸出組合の輸出カルテルについても見直しが行われ、真珠輸出カルテルは廃止された。そして、第142回国会（常会）の10年3月に、真珠養殖事業法を廃止する法律（平成10年法律第37号）が成立し、11年1月に真珠養殖事業法は廃止されるに至った。

我が国における戦後の真珠産業に関する主な出来事を年表にしたものが、図表2である。

図表2 我が国における戦後の真珠産業に関する主な出来事

年	主な出来事
昭和24年	真珠取引の規制解除
昭和27年	真珠養殖事業法の制定
昭和42年	我が国の真珠生産量125トン（真珠生産量のピーク）
昭和44年	真珠養殖等調整暫定措置法の制定
昭和40年代後半	生産量の急激な拡大と価格低下により、不況の時代に入る。
昭和60年代	漁場環境の悪化と国産真珠の品質低下が顕著となる。
平成9年	真珠養殖等調整暫定措置法の廃止
平成11年	真珠養殖事業法の廃止
平成28年	真珠振興法の制定

(出所) 須藤雄二「養殖真珠産業論－世界中の女性の首を飾った日本初の独自技術－」『水産振興』No. 550(平 25. 10)、株式会社真珠新聞社『真珠産業史』（一般社団法人日本真珠振興会、平 19. 12）及び水産庁資料より作成

## 5. 真珠産業をめぐる情勢

### (1) 真珠養殖業の概要

現在我が国で生産されている真珠は、品種別に見ると、アコヤ貝真珠、南洋真珠、黒蝶貝真珠、マベ真珠、アワビ真珠、淡水産のイケチョウ貝真珠等多岐に渡るが、このうちアコヤ貝真珠が国内生産量の大部分を占める<sup>18</sup>。

アコヤ貝真珠の養殖は、真珠の母貝を生産する養殖業（真珠母貝養殖業）と、母貝に核を移植して真珠を生産する養殖業（真珠養殖業）の2つから成り立っている。真珠母貝養殖業者は、春に人工採苗を行い、2年目以降母貝に仕立て、出荷できる状態まで育てる。真珠養殖業者は、仕入れた母貝に挿核手術<sup>19</sup>を行った後、夏頃に沖合の漁場に移して本養殖を行う。小玉の場合は7か月程度、中玉以上の場合は1年から2年半ほど養成した後、真珠を採取する。

真珠は採取された後、商品になるものと廃棄されるものに分けられ、商品になるものは更にサイズ、色、形、キズ等の状態によって選別される。良質な真珠は加工業者に販売され、糸を通した半製品の状態になる。ネックレスやイヤリング等製品に加工され、販売・輸出されるほか、半製品の状態のまま販売・輸出に回されることも多い。

我が国の真珠養殖場の分布は、愛媛県（宇和海）、長崎県（対馬）、三重県（英虞（あご）湾）、熊本県（天草）等が中心となっており、以上の4県で国内生産量の95%以上を占めている（図表3）。

図表3 真珠養殖業の経営体数及び生産量（平成25年）

	経営体数		生産量(kg)				
	真珠養殖	母貝養殖	合計	大玉	中玉	小玉	厘玉
三重県	315	134	3,919	1,959	1,436	283	242
愛媛県	265	249	8,025	5,733	2,287	5	-
長崎県	91	96	7,088	3,229	3,824	35	-
熊本県	16	8	490	143	318	29	-
その他	35	32	863	424	397	※	-
全国計	722	519	20,385	11,488	8,262	※	242

※1 大玉：直径8mm以上 中玉：直径6mm以上8mm未満

小玉：直径5mm以上、6mm未満 厘玉：直径5mm未満

※2 ※一経営体あたりの生産量が推定できてしまうため、秘匿措置として不掲載。

※3 三重県の315経営体のうち、28経営体が5mm未満の厘珠を生産。

（出所）水産庁資料

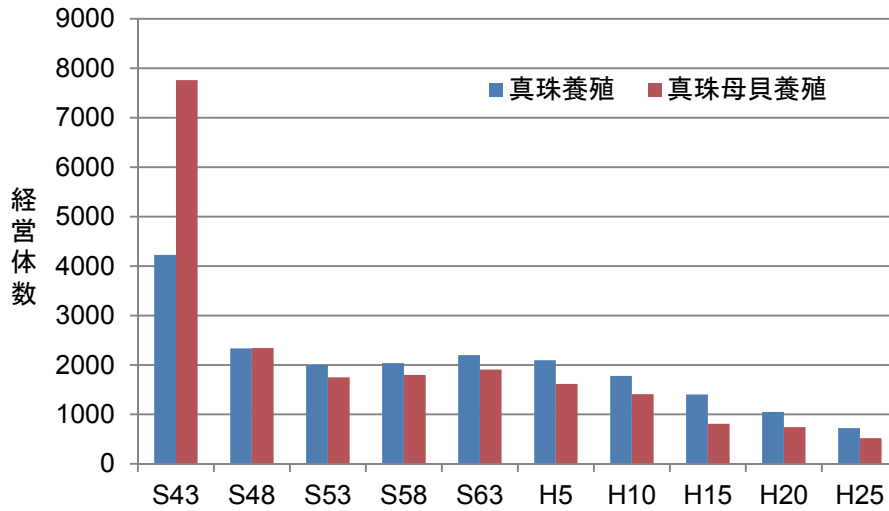
### (2) 真珠養殖業の動向

経営体数の推移を見ると、昭和40年代に激減していることが分かる。また、平成5年以降の20年の間に、真珠養殖業、真珠母貝養殖業ともに経営体数は約7割減少している。生産体制の脆弱化により、真珠の安定的な供給に支障を来すことが懸念されており、経営安定及び次世代の担い手の確保が急務となっている（図表4）。

<sup>18</sup> 前掲注5、5～6頁

<sup>19</sup> イシガイ科の二枚貝を真円形に削って作った核を、アコヤ貝の生殖巣に挿入する手術のこと。

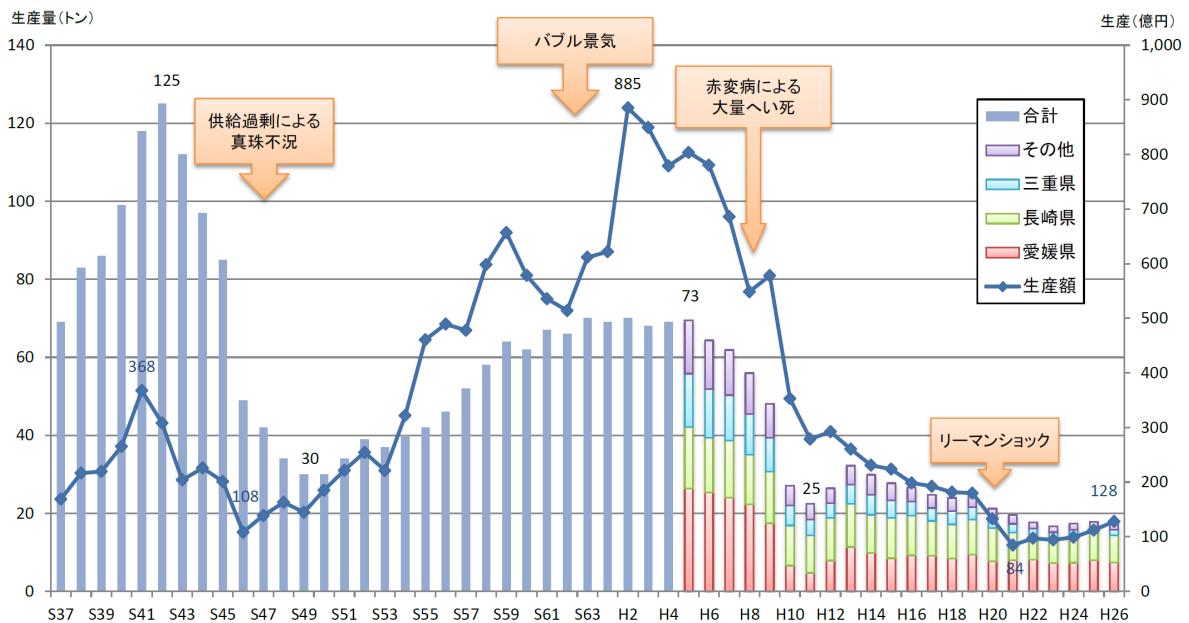
図表4 真珠養殖業・真珠母貝養殖業の経営体数



(出所) 漁業センサスより作成

真珠生産の推移を見ると、戦後、真珠の生産量は、拡大する海外需要に支えられ、急速に増加し、昭和42年には125トンに達する。その後、40年代後半の供給過剰による不況下で急減した後、生産量は上昇傾向に転じるが、平成に入り、伝染病による大量へい死問題が深刻化してからは、生産量は再び減少を続ける。平成20年にはリーマンショックの影響を受け、生産は更に低迷する。近年の生産量は20トン程度で横ばいであるが、生産額は若干回復傾向にある(図表5)。

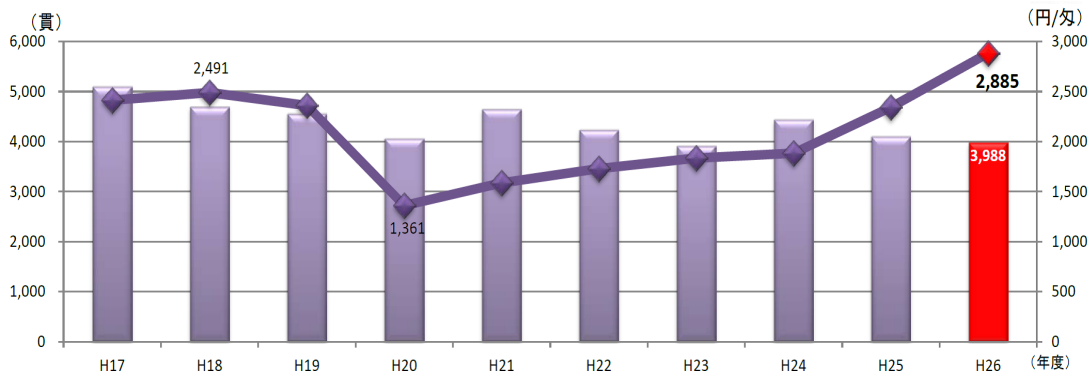
図表5 真珠養殖業の生産状況



(出所) 水産庁資料

ここ数年、生産者による共同販売の取扱数量は、4,000 貫<sup>20</sup>前後を推移している一方で、真珠の平均単価は上昇傾向にあり、平成 20 年のリーマンショック前の水準まで回復している（図表 6）。価格の上昇が、近年の生産額の回復に寄与していると言える。

図表 6 アコヤ貝真珠の共販数量と平均単価の推移

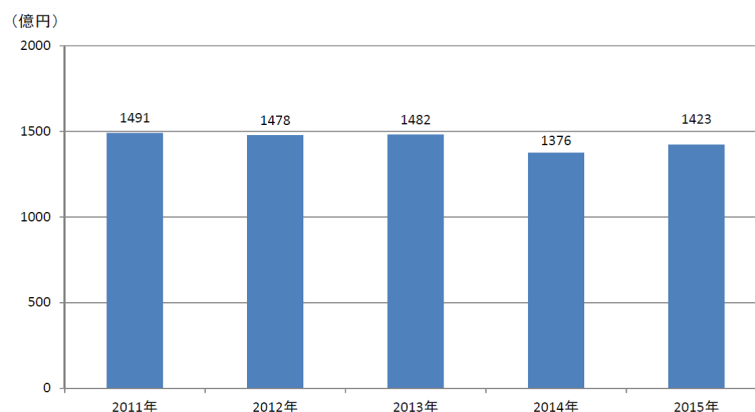


(出所) 水産庁資料

### (3) 加工・流通業の動向

生産者によって選別された真珠は、業界団体による鑑別<sup>21</sup>を経て、加工業者によってネックレスやイヤリング等の真珠寶飾品に加工される。真珠寶飾品の国内小売市場規模は、近年 1,500 億円程度で推移している。平成 26 年 4 月の消費税率引上げを受けて、同年においては需要の減少が見られる（図表 7）が、一部のブランド品の需要は堅調である。また、近年の傾向として、デパートや地方の小売店における宝飾品の販売は低迷が続いているものの、テレビショッピングやネットショップ等の通信販売は売上げを伸ばしている<sup>22</sup>。

図表 7 真珠寶飾品に係る国内小売市場の動向



(出所) 経済産業省資料

<sup>20</sup> 1 貫=1,000 匁 (3.75 キログラム)

<sup>21</sup> 真珠科学研究所等の業界団体が、真珠の形、色、キズ等の品質規格基準に基づき鑑別している。

<sup>22</sup> 前掲注 5、63 頁



真珠産業の発展のためには、新商品の開発や国内需要の更なる開拓が欠かせない。具体的な事業として、国は、中小企業や中小企業等協同組合等を対象に、中小企業者と農林漁業者が連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して行う新商品・新役務の開発、需要の開拓等を支援している<sup>23</sup>。東京真珠株式会社（東京都中央区）はこの制度を活用し、対馬のアコヤ貝真珠を使用した新規規格ネックレスの開発販売を実施しており、細身の女性等をターゲットに、従来製品よりも小さい核の真珠を用いたネックレスを独自技術で開発・販売する事業を展開している。

#### （４）世界の市場及び輸出入の動向

かつては、世界に流通する真珠の９割以上が日本産のアコヤ貝真珠であったが、やがて我が国の養殖技術が海外に流出し、近年では、南洋真珠、黒蝶貝真珠、淡水真珠等海外で生産される真珠の市場規模が急速に拡大している。現在、世界の真珠の生産規模 400 億円のうち、日本産のアコヤ貝真珠の生産は 70 億から 90 億円程度となっており、約 2 割を占めるに過ぎない。特に比較的安価な中国産淡水真珠の生産量の増加が著しく、真珠の希少価値を損ねるほどの影響を与えている。世界市場においてアコヤ貝真珠のブランド力は低下し、全ての真珠が横並びで価格競争を強いられている<sup>24</sup>。

近年の市況としては、欧米において需要の低迷が続いている一方で、アジア諸国において需要は伸びている。特に、香港ジュエリーショーにおける中国人バイヤーの台頭は著しい。

平成 27 年時点で、我が国の真珠の輸出額は 339 億円であり、水産物ではホタテ貝に次いで第 2 位である。水産物輸出総額の 1 割以上を占め、現在でも主要な輸出品である。リーマンショック後の景気悪化の影響で 21 年頃より輸出は低迷していたが、25 年から上昇に転じている。主な輸出先である香港及び米国で輸出額の 8 割以上を占めている（図表 8）。中国本土へは、我が国の一部の業者が小売店を出店しているものの、卸業として本格的に進出するまでには至っていない<sup>25</sup>。

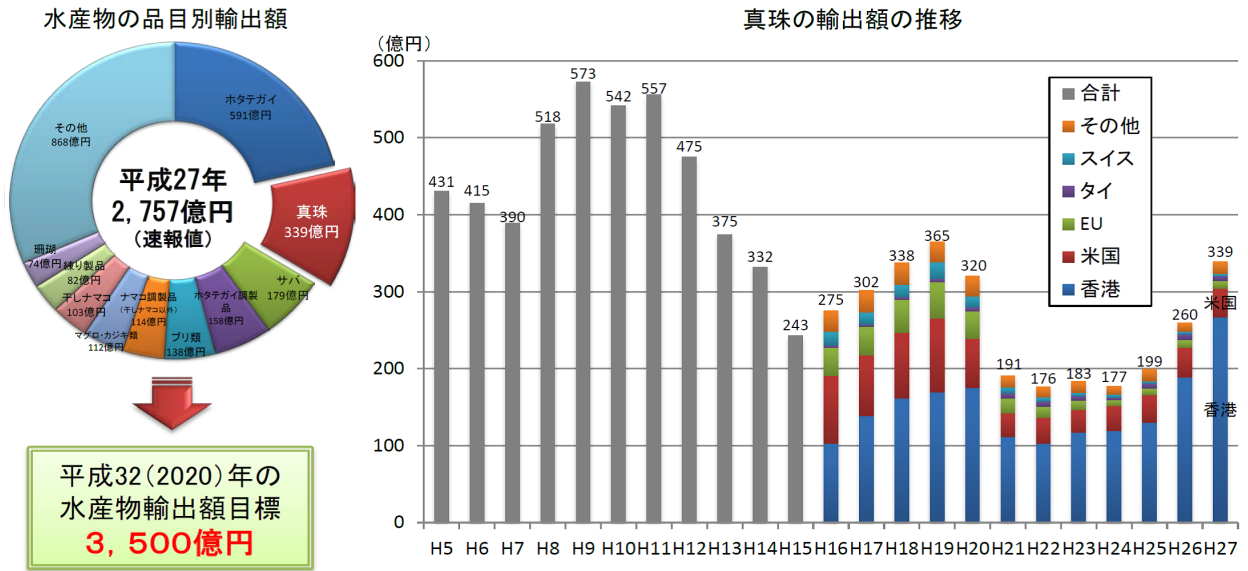
また、我が国の真珠の輸入額は平成 21 年以降増加傾向にあり（図表 9）、輸出額の推移と比較すると、近年は輸入額が上回る状況が続いている。輸入される真珠は、アコヤ貝以外のものが多く、南洋真珠についてはオーストラリアやインドネシア、黒蝶貝真珠については仏領ポリネシア、淡水真珠については中国が主な輸入先となっている。

<sup>23</sup> 「ふるさと名物応援事業（低未利用資源活用等農商工等連携支援事業）」（中小企業庁）と呼ばれ、平成 27 年度補正予算において 30 億円、28 年度予算において 10 億円が措置されている。

<sup>24</sup> 前掲注 5、60 頁

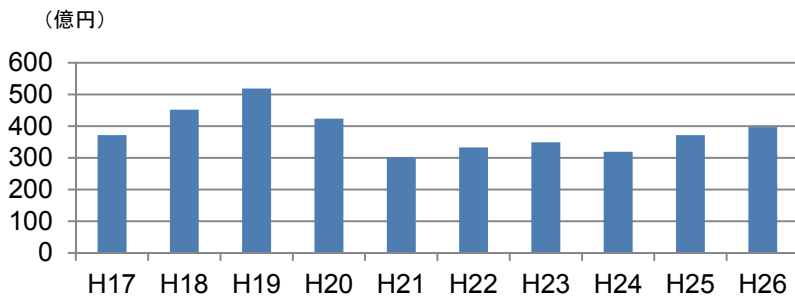
<sup>25</sup> 前掲注 5、64～66 頁

図表 8 水産物の品目別輸出額及び真珠の輸出額の推移



(出所) 水産庁資料

図表 9 真珠の輸入額の推移



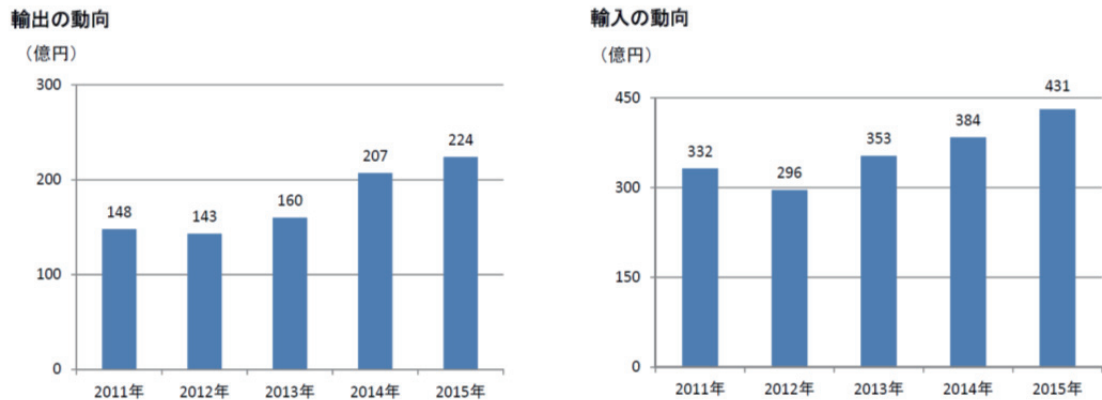
(出所) 水産庁「水産物輸出入実績」より作成

ネックレスやイヤリング等真珠宝飾品の輸出入の動向を見ると、輸出額は、近年ジュエリーバイヤーが多く集まる香港を中心に伸びている。業界としても海外展示会への出展等、販路の拡大を図っており、全体として輸出額は増加している。輸入についても増加傾向にあり、海外で多く製造されている安価品のほか、海外有名ブランドの製品等も卸商社により輸入され、国内に流通している状況である（図表 10）。

真珠の輸出促進のための取組として、国は平成 25 年度から「輸出総合サポートプロジェクト」<sup>26</sup>により、日本貿易振興機構（JETRO）と連携して、国際流通拠点である香港最大のジュエリーショーにジャパンパビリオンを設置するとともに、出展料の 3 分の 2 を参加者に補助するなど、輸出の取組を支援している。香港のジュエリーショーにおける成約額は年々増加しており、28 年 3 月は前年比 37% 増の 86.7 億円となっている（図表 11）。

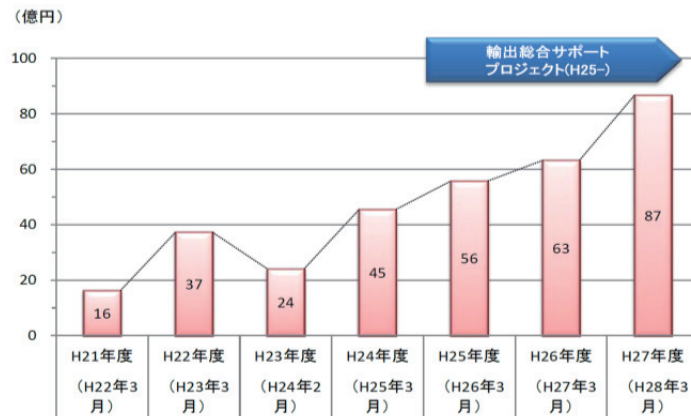
<sup>26</sup> 農林水産省が、国産の農林水産物の輸出促進を目的として、海外見本市の出展、品目別輸出団体の活動支援等、輸出に取り組む事業者に対する支援として行っている事業で、平成 28 年度予算において 14.8 億円が措置されている。

図表 10 真珠寶飾品の輸出入の動向



(出所) 経済産業省資料

図表 11 香港インターナショナルジュエリーショーにおける成約金額の推移



(出所) 経済産業省資料

## 6. 真珠産業の振興に向けた取組

### (1) 収益改善及び販売促進の取組

国産真珠のブランド力の低下や、インドネシアや中国を始めとする諸外国における真珠養殖業の台頭を受け、国内の生産者の経営安定を実現するためには、真珠の品質向上、収益改善及び更なる販路開拓が求められている。

国は、平成 26 年度から 27 年度にかけて、「攻めの農林水産業の実現に向けた革新的技術緊急展開事業」(農林水産技術会議)として、優良アコヤ貝の導入等による真珠品質の向上と安定化の実証研究<sup>27</sup>を実施した。同研究の結果、閉殻力<sup>28</sup>で選抜した活力のある優良母貝や、品質に優れた優良ピース貝<sup>29</sup>を養殖現場に導入することにより、それぞれ生産した真珠の製品率と真珠品質が向上し、真珠養殖業者の収益が優良母貝で 25~28%、優良ピース

<sup>27</sup> 国立研究開発法人水産研究・教育機構増養殖研究所が主体となっており、三重県水産研究所、愛媛県水産研究センター、日本真珠振興会等多数の機関が参加している。事業費は 1.2 億円である。

<sup>28</sup> 殻を閉じる力。

<sup>29</sup> ピース貝とは、挿核手術の際に必要な外套膜片(ピース)を生み出す貝のこと。

貝で9%増加すると期待されることが分かった。また、同研究において、真珠品質を計測し計測結果を基に自動搬送・選別する真珠品質計測システムが試作されている。

また、真珠の一大産地である愛媛県は、国の「もうかる漁業創設支援事業」<sup>30</sup>（水産庁）を活用し、平成26年から下灘真珠母貝養殖業地域プロジェクト<sup>31</sup>を開始した。同プロジェクトは、グループ養殖による効率的な生産体制の下、内外湾漁場の有効利用による薄飼<sup>32</sup>や優良品種への転換、稚貝導入時期の早期化、マニュアルに基づく選別作業等を実施することにより、販売サイズの大型化と均質化を図り、収益性を改善することを目的としている。

さらに、愛媛県は県産真珠を「HIME PEARL（ヒメパール）」として販売促進を行っている。これは、県産真珠のうち特に高品質なものをブランド化した取組で、県内外のパールフェア等において展示・販売を行っている。平成27年度からは、ホテルやブライダル施設でのイベントや、高額所得者を対象とした展示販売会等を開催しているほか、デザイン性の高いアクセサリーの開発やワークショップでのアクセサリー作りを通じて販売量の増加と知名度の上昇のための取組を強化している。

## （2）漁場環境の調査及び保全に関する取組

漁場環境の悪化が真珠の品質低下を招き、我が国の真珠産業衰退の原因の一つとなったことを踏まえ、漁場環境を調査するとともに、漁場を良好な状態に維持し、改善することは、真珠の品質維持及び生産者の経営安定にとって不可欠である。

国は、「赤潮・貧酸素水塊対策推進事業」（水産庁）として、平成25年度から予算措置を講じており、民間団体等が主体となり事業を実施している。同事業は、近年の気候変動及び沿岸域の開発等により海洋環境が著しく悪化し、赤潮や貧酸素水塊による漁業被害が発生していることを踏まえ、赤潮や貧酸素水塊の発生・拡大メカニズムの解明や被害防止技術の開発、モニタリング技術の高度化等を行うものである。

また、国は平成13年度から「水産環境整備事業」（水産庁）を予算措置しており、地方公共団体等が主体となり事業を実施している。同事業は、水産資源の持続的利用と水産物の安定供給を実現するため、魚礁、養殖場、増殖場等における漁場施設の整備や、漂流・漂着ゴミ、堆積物の除去等による漁場環境の維持・改善を行うものである。

## （3）漁業共済の仕組み

そのほか、生産者を支援する枠組みの一つとして、漁業共済制度がある。漁業共済制度とは、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）を根拠法として、異常事象や不慮の事故による損失を補填し、漁業再生産の阻害の防止及び漁業経営の安定に資することを目的としている<sup>33</sup>。

<sup>30</sup> 漁業者や地域が一体となって収益性重視の操業、生産体制へ転換する取組を行う際の経費を助成する事業。

<sup>31</sup> 期間は平成26年度から28年度までで、事業費は2.6億円である。

<sup>32</sup> 貝を通常よりも低い密度で養殖すること。

<sup>33</sup> 共済事業の種類は、国の関与（掛金補助・保険）がある本共済事業として4種類（漁獲共済、養殖共済、特定養殖共済、漁業施設共済）、国の関与がなく共済団体が独自に行う地域共済事業として3種類（休漁補償共

真珠養殖業については、養殖共済の対象となっている。養殖共済とは、台風、津波等の自然災害や赤潮・病虫害等により養殖物に損害が発生した場合に、養殖経営を円滑に継続できるよう損失を補償するものであり、物損保険方式<sup>34</sup>を採用している。

真珠母貝養殖業については、特定養殖共済の対象となっている。特定養殖共済とは、漁業共済事業の一つであり、特定の貝類、藻類等養殖業を対象に、生産量の減少、価格安、海況異変、自然災害等により生産金額が減少した場合に、養殖経営を円滑に継続できるよう損失を補償するものであり、収穫高保険方式<sup>35</sup>を採用している。

なお、平成 26 年時点の加入率であるが、真珠母貝養殖業については 0 %、真珠養殖業については 26.1 %となっている<sup>36</sup>。近年、海況異変や自然災害による被害が少ないこともあり、加入率は伸び悩んでいるが、水産庁は加入促進のため呼びかけを行っているところである。

## 7. おわりに

我が国の真珠産業は、戦前から繁栄と衰退を繰り返しながら現在に至っているが、平成に入り伝染病流行が深刻化した頃から、国産真珠の品質低下、養殖技術の海外移転が進み、真珠養殖の生産は低下傾向にある。産地の経営体数も減少を続けており、次世代の担い手の確保が急務となっている。また、インドネシアや中国等における真珠生産の伸びは著しく、かつて真珠の輸出国として栄えた我が国も、現在では輸入国に転化してしまっている状況である。

一方で、平成 25 年頃から香港等における需要の伸びを背景に、真珠の輸出額自体は上昇を続けており、国は輸出促進のための取組を進め、海外販路の更なる拡大を図っている。また、産地においても、自治体や生産者団体は、真珠の品質向上、収益性の改善、ブランド化による販路拡大等様々な取組を共同で進め、真珠産業の再興を図っている。

真珠は我が国の国民生活や文化に定着した品物であり、依然として主要な輸出品目であるにもかかわらず、真珠 2 法が廃止された後、振興のための法制度が長い間講じられてこなかった。アコヤ貝真珠養殖発祥の地であり、真珠の一大産地でもある三重県志摩市で先進国首脳会議（伊勢志摩サミット）が開催された平成 28 年 5 月に、真珠振興法案が委員会提出され、翌 6 月に成立したことは、時宜を得た法律制定であったと言える。これを弾みに、国、自治体、民間企業及び生産者の緊密な連携の下、真珠産業の再興と更なる発展につながることを期待したい。

(ほおじろ のぶゆき)

---

済、養殖魚網いけす分損特約共済、養殖種苗災害特約共済)がある。

<sup>34</sup> 物損保険方式とは、損害を被った数量に単位当たりの共済価額を乗じて得た金額を補償する保険方式。

<sup>35</sup> 契約期間中の生産金額が過去の生産実績等を基に定められる金額に達しない場合に、減収分を一定割合で補償する保険方式。

<sup>36</sup> 水産庁「漁業災害補償制度の現況（平成 27 年 3 月末現在）」（平 27. 10）